

## 検討事項 「特定歴史公文書等の利用の促進について」

1. 有識者ヒアリングの趣旨

日頃より研究等において国立公文書館等の特定歴史公文書等を利用している有識者・研究者に対して、特定歴史公文書等の利用の仕組みや具体のサービス、利便性等の現状についてヒアリング調査を行う。

<有識者>

井上 正也准教授（成蹊大学）

熊本 史雄教授（駒澤大学）

清水唯一朗准教授（慶應義塾大学）

（50音順）

2. 公文書管理法施行前後における特定歴史公文書等の利用等に係る仕組みの比較

⇒別添参考資料1 参照

特定歴史公文書等の利用等に係る仕組みの比較  
(独立行政法人国立公文書館の場合)

	公文書管理法施行後	公文書管理法施行前
根 拠	権利として利用 * 利用の目的は問われない	行政サービスの一環として利用 * 調査研究を目的とした利用
条 件	請求数に制限なし	1回5冊まで(運用上) * 審査終了後に次の申請が可能となる
処分時の措置	非公開等の理由を詳記(義務)	非公開等の理由の付記は任意
救 済 制 度	不服審査や訴訟の提起が可能	不服の申出が可能 * 館が自主的に設けた仕組み
処理期限	利用等規則(※)で期限を規定	30日以内の審査終了を励行(運用上)
公開基準	時限を設けず「時の経過」を考慮	30年経過を期として「時の経過」を考慮 * 30年未経過は情報公開法の規定を準用
提供範囲	寄贈・寄託文書も提供可能に	寄贈・寄託文書は提供できず
閲 覧	デジタルカメラ等での撮影が可能	デジタルカメラ等での撮影は不可
複 写	規定の手数料により館が交付 * 手数料単価は利用等規則で規定	利用者と委託業者が個別に契約
昼休み	請求の受付や文書の出納を実施	申請の受付や文書の出納を休止
二次利用	目的を問わず利用可能	有償・営利の出版掲載等には 一定の使用料が発生
保 存	永久保存義務 * 廃棄には内閣総理大臣の同意が必要	随意に廃棄することも可能

(※) 公文書管理法により、国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関する定め(利用等規則)を、公文書管理委員会の議を経て、内閣総理大臣の同意を得た上で設ける義務を課せられている。